

中国における障害者福祉の動向*

金 文 華**

A Current Tendency of Social Welfare for the disabled in China

Jin Wenhua**

はじめに

1980年代改革・開放政策を展開して以来、中国は社会経済において大きく発展した。その間、国民の生活は大きく改善され、2000年頃まで大部分の国民が衣食住など基本的な生活問題を解決し、2000年から「小康」(すこしゆとりがあることを指す)社会へと移行しつつある。障害者福祉施策もこのような社会的状況を背景に1980年代後半から展開し、1988年からは「中国障害者事業5カ年計画(1988年~1992年)」、「中国障害者事業『八五』(1991年~1995年)計画」、「中国障害者事業『九五』計画(1996年~2000年)」、「中国障害者事業『十五』計画(2001年~2005年)」、「中国障害者事業『十一五』計画(2006年~2010年)」などにより計画的に推進され、各分野において大きな成果をもたらした。

しかし、国民生活の課題が2000年を境に「温飽」(衣食住等基本的な生活問題を解決した状態を指す)から「小康」へと移っているなか、いまだに1,000万人近くの貧困障害者が存在するなど、障害者の生活と社会一般との格差は依然として大きく、一部においてその格差が広がりつつある。そのため、障害者の生活状況、ニーズ、障害者福祉施策の任務、障害者福祉サービスの内容及び提供方法なども大きく変化している。また、社会経済の急速な発展、都市化、工業化の進展、人口の急速な増加などにより障害の発生原因、障害者人口、種別構造、年齢構成なども大きく変わっている。

本論文では文献研究を中心に特に2000年以降の中国における障害者人口の変化、障害者福祉施策の成果、障害者を取り巻く福祉施策の実態などに焦点をあて、その動向を探ることにする。

1. 中国における障害者人口の変化

1987年中国障害者連合会は全国の障害者の実態を把握するため政府の支援のもと初めてサンプル

調査を行った。それ以来、中国では20年間障害者の実態調査は行われず主に1987年の調査結果と全国人口調査結果等を基にした推計により障害者人口を推定していた。障害者の実態をより正確に把握するとともに障害者福祉施策の方向性を定めるため、中国障害者連合会は2006年4月1日を調査基準日として第2次全国障害者サンプル調査を実施した。その結果第1次全国サンプル調査時に比べて次のような変化が見られた。

(1) 障害者人口の変化

表1 第1次全国サンプル調査と
第2次全国サンプル調査の結果

	1987年	2006年	増加
障害者数	5,146万人	8,296万人	3,132万人
人口対比率	4.9%	6.34%	1.44%

表1のように2006年の第2次全国サンプル調査結果によると障害者数は8,296万人に上り、1987年の5,146万人に比べて3,132万人増加した。また、人口全体に占める障害者の割合も6.34%で1987年の4.9%より1.44%上昇した。障害者人口の大幅な増加の原因について田宝・張揚・邱卓英^[1]らは次のような四つの要因が影響していると指摘している。最初に、人口総数の増加による自然増である。第1次全国サンプル調査を実施した1987年当時中国の人口は11億未満であったが、2006年の第2次調査時は人口が13億を越え、障害者人口の大幅な増加に影響している。二つ目に、人口構造の高齢化である。1987年第1次調査時中国における60歳以上の比率は8.5%であったが、2005年には11%へと上昇した。人口高齢化の進展に伴い脳血管疾病、股関節疾患、認知症などの発病率とそれらの疾病による障害の確率が高くなったのである。三つ目に、障害判定基準と方法の改訂である。今回の調査において障害の判定基準と測定方法を最新の国際基準を参考にしながら中国の事情に合

* Received February 4, 2008

**長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科、Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1057 Eida, Isahaya, Nagasaki 854-0081, Japan

わせて変えた。障害の判定において身体構造を重視するとともに機能障害だけではなく社会適応能力を強調したことが特徴であると言える。肢体不自由の判定基準については中国の現行の障害判定基準に照らし合わせながら適度に調整を行った。このような一連の修正も障害者人口の大幅な増加に影響していると考えられる。四つ目に、社会環境要因の影響である。中国の都市化・工業化の急速な進展、頻繁な人口流動、人々の生活テンポの加速化、交通、安全事故、環境汚染なども障害を負うリスクを大幅に増加させたのである。

(2) 障害者の年齢構造の変化

2006年の第2次全国サンプル調査結果によると60歳以上の障害者は4,416万人で、全体の53.24%（65歳以上の障害者人口は3,755万人で全体の45.26%）を占めていた。これは1987年の第1次全国サンプル調査時の2,051万人に比べて2,365万人増加したことになる。また、60歳以上の障害者人口は新しく増加した障害者数の75.5%を占めており、障害者人口の高齢化が急速に進んでいることを表している。^[2]

(3) 障害種別構造の変化

1987年の第1次全国サンプル調査結果と2006年第2次全国サンプル調査結果を比較してみると肢体不自由者が増加し、知的障害者の数が減少した。

肢体不自由者の増加の原因としては次の要因が上げられる。①人口高齢化の進展に伴って高齢による障害の増加があげられる。1987年に60歳以上の肢体不自由者が肢体不自由者全体の29.5%であったのに対して、2006年調査では44.7%へと上昇したのである。②脳血管、股関節等の疾病の著しい増加が、肢体不自由者の発生率の増加をもたらした。③障害判定基準の改訂による変化である。今回の調査で既存の「職工公傷と職業病による障害の判定」、「軍人障害等級判定」、「道路交通事故による障害の判定基準」について適度に調整を行い、第4級つまり軽度障害のなかに4つの種類の新たな障害を加えた。④都市化、工業化の急速な進展による交通、安全事故等による障害が肢体不自由人口の増加に影響をもたらした。

知的障害が減少した主な原因としては次の要因が上げられる。①知的障害の判定において、1987年の第1次全国サンプル調査では単一評価を用いたのに対して、今回はIQと社会適応能力の2重評価を用いた。それにより判定基準が厳しくなり

判定率に影響を及ぼしたと考えられる。②1987年第1次サンプル調査では認知症の高齢者を知的障害の範疇に入れたが、今回の第2次全国サンプル調査では精神障害者の範疇に入れたことが知的障害者の減少に大きく影響している。③障害予防策が大きな効果を得たことが知的障害の減少に影響を及ぼしている。その間中国の社会経済発展と共に栄養条件が著しく改善されるとともに、優生優育、計画的な免疫、健康教育と知識の普及及びヨード補給、水質の改善などの予防措置が大きな効果をもたらしたと思われる。

2. 障害者福祉施策の成果～「中国障害者事業『十五』計画（2001年～2005年）」の実施状況を中心に～

1988年から中国は一連の国家計画により計画的に障害者福祉施策を発展させてきた。中国障害者連合会の発表によると2000年までの「中国障害者事業5カ年計画（1988年～1992年）」、「中国障害者事業『八五』（1991年～1995年）計画」、「中国障害者事業『九五』計画（1996年～2000年）」の3回に渡る5カ年計画を通して障害者福祉は次のような発展が見られた。①有利な社会環境を整備したこと②各分野の全面的な発展により障害者福祉施策は新しい段階に到達したこと③障害者の生活状況が著しく改善されたことである。一方、課題としては①障害者福祉施策が依然として社会の発展より遅れを取っていること②地域格差が大きいこと③障害者の生活が社会平均に比べるとまだその格差が大きいこと、一部においてはその格差が拡大しつつあること④障害者の社会参加と社会生活環境は更なる改善が必要である等である。

このような課題を踏まえ、中国障害者連合会は2001年から新たな5カ年計画「中国障害者事業『十五』計画（2001年～2005年）」を作成し2005年まで展開させた。さらに2006年からはそれに続く「中国障害者事業『十一五』計画（2006年～2010年）」を発表し現在進行中である。次にまず「中国障害者事業『十五』計画（2001年～2005年）」の得られた成果について確認することにする。

(1) リハ治療サービスを受けた障害者が急速に拡大した。

「中国障害者事業『十五』計画（2001年～2005年）」期間中に一連の中重点プロジェクトを実施することにより、642万人の障害者がリハ治療を受けそれぞれ程度が異なるものの一定程度回復し

た。この時期リハ治療を受けた障害者の数は「中国障害者事業『八五』(1991年～1995年)計画」、「中国障害者事業『九五』計画(1996年～2000年)」期間中にリハ治療を受けた障害者の合計数に相当する。また、障害者リハビリ事業の推進体制が一層強化された。中国衛生部の「障害者のリハビリ事業を強化することについての意見」(2002年)で2015年まで「すべての障害者がリハビリテーションを享受できるようにすべき」と指摘し、今後の障害者リハビリテーションの目標と指導方針を確定した。それにより障害者リハビリテーション事業の全体的な推進を強力にバックアップした。全国にすでに建設された障害者リハビリテーション訓練サービス機関は19,000を超えており、障害者リハビリテーション事業従事者の専門性の向上も大きく発展した。この間研修を受けた障害者リハビリテーション事業従事者は延べ50万人に上ったのである。

(2) 障害者の教育を受ける権利が一層保障された。

2005年末まで、視覚障害、聴覚障害、知的障害の義務教育制度による入学率は80%に達するとともに、特殊学校は1,662箇所、在校生は56万人に達した。高校段階における特殊教育も急速に発展するとともに高等教育も新たな発展をもたらした。5年の間にセンター試験に合格した障害学生は1.8万人であるが、その内大学に進学した人数は1.6万人で、高等学校特殊教育機関に入学した人数は4,067人であった。また、259.2万人の障害者が職業教育と訓練を受け就業能力を高めた。

(3) 障害者の就業状況がさらに改善された。

政策、法規の整備、訓練とサービスの強化、新しい受け入れ先の開拓などにより、障害者の就業及び就業権利の獲得を促進させた。都市部において新たに就職した障害者は167.3万人に達しているが、そのうち割り当て雇用が42万人、集中雇用が48万人、個別就業が77.3万人である。農村でも1,803.4万人が労働に従事し、収入を増やすとともに、生活状況が改善された。全国の障害者就業支援サービス機構は3,048個に上る。

(4) 障害者の貧困扶助は新たな発展をもたらした。

農村における貧困扶助は障害者の貧困扶助を重点施策の一つとして位置づけ一貫して展開された。この期間延べ1,165.9万人の障害者が援助を受け、699.7万人が衣食住の問題を解決し、454.5万人が

技術訓練を受けた。また、宝くじ公益事業収入により5万人の危険住宅に住んでいる農村貧困障害者が援助を受け改築を行った。中央政府によるリハビリ、救貧のための貸付は32.8億元で、その他の救貧資金は7.3億元であるが、すでに2,106の県がこの資金を活用している。

(5) 障害者の社会保障が一層強化された。

一部の地域では分類救済の原則に従って、重度障害者及び多数の障害者を抱えている家庭等特に困難な障害者に特別扶助を行い、彼らの保障基準とレベルを高めた。一部の地域では自営業に携わっている貧困障害者を対象に年金保険の補助を行った。2005年末まで全国では125.2万人の障害者が社会保険に加入し、390.9万人の障害者が最低生活保障を受けた。また、487.1万人の障害者が臨時の救済、定期的な補助と特別補助を受け、58.2万人の障害者が福利院、養老院に収容された。

(6) 障害者の文化、スポーツ活動がさらに活発化された。

文化館、図書館、体育館等の公共文化、体育施設では障害者により多くの便宜とサービスを提供了。「中国障害者事業『十五』計画(2001年～2005年)」期間中に建設された障害者文化活動施設は1,036箇所、視覚障害者用図書館は244個、スポーツ活動施設は1,026個、組織化された障害者芸術団は156である。地方における障害者の文化、スポーツ活動はますます活発化されるとともに、文化活動とスポーツ活動に参加する障害者はますます多くなっている。

(7) バリアフリー化がさらに進展した。

バリアフリーが進み全国大中都市の主な道路と政府機関、ショッピングセンター、病院、ホテル、映画館、博物館、空港、駅、図書館、体育館、銀行、郵便局、公園、学校、高齢者マンション、観光景勝地及び公共トイレなどにはバリアフリーを図るための改築、設備の設置が進んだ。多くのテレビ番組で手話ニュース番組を特設するとともに、ますます多くのテレビ番組、映画に字幕表示を入れるようになった。バリアフリーに関する法律、基準もさらに健全化された。国は「都市道路と建築物のバリアフリー設計規範」、「民間空港の旅客ターミナルのバリアフリー設備配置基準」、「特殊教育学校のバリアフリー設計規範」、「鉄道駅バリアフリー設計規範」などを分布実施し、2005年末

まで全国の11の省、84の都市がバリアフリー建設管理規定を定めた。また、全国の137の都市、県、区が積極的にバリアフリー施設の建設を進めている。

(8) 障害者福祉事業の法体系の整備がさらに強化された。

2005年末まで、全国18の省の障害者連合会では独立した権利擁護機関を、14の省では障害者連合会と連携して権利擁護機関を、6の省では権利擁護機能を持つ部署を設置した。また、多くの地方自治体では障害者保障法の障害者扶助のための規定を設けるとともに、障害者保障法の執行状況を検査した。36.3%の地区級都市障害者連合会が障害者の権利擁護機構を設けている。6の省は障害者保障法の実施方法の修訂を終え、2,639の県と17,777の郷が障害者を扶助するための規定を設けた。全国の県以上の法執行検査は8,278回に上った。法律援助と法律サービスも幅広く展開され、35.8万人の障害者が法律援助を受けた。

(9) 障害者の総合サービス施設の建設により地方障害者福祉事業の基盤を整えた。

「中国障害者事業『十五』計画（2001年～2005年）」期間中に障害者の総合サービス施設の建設がさらに進んだ。2005年末まで建設が済み利用されている総合サービス施設は2,106箇所で前年より17.3%増加した。

(10) 各地域における障害者組織（障害者連合会）が一層強化された。

障害者組織（障害者連合会）は政府と障害者を結び付けたり、橋渡しの役割をしたりしており、障害者福祉事業をより良く進めるための重要な保障となっている。2005年末まで全国の32個の省レベルでの障害者連合会の重要職に障害を持つ理事長あるいは副理事長を、40.6%には視覚障害を持つ理事を、43.8%は聴覚障害を持つ理事を配置した。

(11) 当事者団体がさらに増え、組織が一層健全化された。

2005年末まで全国で組織化された各種障害者団体は13,378個に上る。そのうち、視覚障害者協会が2,756個、聴覚障害者協会が2,730個、肢体不自由協会が2,886個、知的障害者家族協会が2,464個、精神障害者及び家族会が2,437個である。全国の

市、区レベルにおいて組織化された障害者団体は90%、県レベルの障害者団体は76%である。

(12) 障害者福祉事業の情報化が安定的に発展した。

「中国障害者事業『十五』計画（2001年～2005年）」期間中に初期の単一機械の応用から、全国の障害者連合会組織間のネットワーク事業体系が形成された。5年以來管理の規範化、システム構築、情報公開などにおいて安定的な発展をもたらした。全国の80%の県レベルの障害者連合会は統計データの電子化管理を実現し統計事業の効率化と数字の正確性を有効に高めた。全国の25個の省レベルの障害者連合会、131の地方の障害者連合会はホームページを開設した。

(13) 中国の障害者福祉事業の国際的影響がますます大きくなっている。

「中国障害者事業『十五』計画（2001年～2005年）」期間中に中国障害者連合会は国際障害者事務に積極的に参加し、国際交流と連携を図るとともに、障害者の権利保障の促進、障害者の社会的地位の向上と生活状況の改善において重要な役割を果たした。

3. 中国の障害者を取り巻く福祉施策の実態

中国における障害者福祉事業は1988年からの計画的な展開により得られた成果は大きい。しかし、それは中国の以前の状況と比べての結果であり、先進国及び社会一般的な状況との比較を通して評価した場合、残された課題は少なくない。次に、その現状についての分析を通して実態を評価する。

(1) リハビリテーションの実態

中国におけるリハビリテーションは主に医学的リハ、特にリハ治療に重点をおいて展開されている。中国障害者連合会の報告などでもリハ治療を通してどのくらいの障害者が回復したのかの報告は中心である。確かに保健施策の整備が不十分な中国においてリハ治療のニーズが高いことは事実である。2006年の第2次全国サンプル調査結果からリハビリ訓練・サービスのニーズをもっている障害者が27.69%であることからも、相当長い間リハ治療のニーズは依然として高いことは予測できる。しかし、リハ治療ニーズ以外に多くの障害者は治療だけではなく生活の質を高めるため、予防、生活機能維持を目的とするリハビリテーションの展開を望んでおり、生活の視点を視野にいれ

たりハビリテーションの展開が必要である。現在、多くの地域特に経済発展が遅れている地域には障害者が利用できる施設が非常に少ない。政府が主導になって都市部を中心に建設されている大型リハビリセンターだけに頼るのではなく、既存の施設の活用促進、民間セクターなどによる身近な地域で利用できる施設の整備が必要ではないかと思われる。

(2)特殊教育の実態

現在、中国における特殊教育は多くの特殊クラスと通級による指導を中心に、一定の特殊教育学校を柱として展開されている。中国教育部、中国障害者連合会の発表から特殊教育を受けた障害学生の絶対数は増えているものの、残された課題も大きい。2006年の全国サンプル調査結果を見ると障害者10万人あたりの大学教育を受けた人数は1,139人、高校教育を受けた人数は4,893人で、1987年の287人と1,665人に比べて大幅に上昇し、文盲率^[3]も1987年の59%に比べて15.71%下がった。しかし、教育を受けている障害者の状況を見てみると6歳～14歳の学齢期障害児童246万人のうち義務教育を受けている障害児童は63.19%で、先進国の状況に比べて遅れている。その原因のひとつとして家族及び関係者の認識の不足が指摘できる。障害児の教育を受ける意義について理解が進んでなく教育を受けても受けなくても変わらないと思う家族が少なくない。そのため、障害児の入学を拒否したり、教育を受けている障害児でも経済的困難を理由に退学させるケースがよくある。また、行政と教育従事者の意識も低く障害者教育に対する関心と期待感が薄い。「障害」という観念に捕らわれ一般性教育に満足している現象が存在する。これらは教育の質に大きく影響している。また、教師の不足、教師の教育レベルなども教育の質に影響している。例えばN省の特殊学校教師の学歴を見ると大学卒以上が30%であったがそのうち特殊教育関連分野の専攻者は4分の1に過ぎない状況で、ほとんどの教師は普通学校からの配置及び師範学校の卒業生であった。特殊教育は高度な専門性が問われる教育現場で、専門知識と障害者について十分な理解が必要である。教師の質を高めるための研修制度も整備されてない現在このような問題が特殊教育の質に大きく影響している。

(3)障害者の経済生活と社会保障制度の実態

中国における障害者の経済保障は主に最低生活保障を中心に一時的救済、定期的な救済、特別救済を結合した形で進められている。

中国障害者連合会は「中国障害者事業『十五』計画（2001年～2005年）」期間中貧困障害者が994万人に増えていると発表している。また、中国統計局によると2005年末全国障害者家庭の年間平均収入は都市部が4,864元、農村部が2,260元でいずれも中国全国平均の11,321元の半分にも満たない状況となっている。特に農村の場合、12.95%の障害者家庭の平均収入は683元（100ドル未満）、7.96%の障害者家庭の年間平均収入は684元～1,000元で年間収入が100ドル～150ドルの間の障害者家庭が農村障害者の5分の1を占めている状況である。^[4]都市部と農村部障害者の経済生活の支援状況をみると都市部では275万人が最低生活保障を受け、都市部障害者の13.28%を占めているのに対し、農村部においては319万人の障害者が最低生活保障を受けており、農村障害者の5.12%を占めている。定期または不定期救済の状況では9.75%の都市部障害者が救済を受けたことがあるのに対して、救済を受けたことがある農村部の障害者は11.68%となっている。最低生活保障と定期または不定期救済を受けている障害者の比率はいずれも低い水準である。最低生活保障のカバー率は都市部と農村部両方とも低いが、特に貧困家庭が多い農村部のカバー率が低く、都市部と農村部の格差も広がっている。また、最低生活保障も障害者の生活を保障するのに十分なものになってないのも現状である。中国民生部の発表によると2007年4月最低生活保障の基準額は182.40元^[5]で最低生活保障による支援が生活を保障するのに十分なものとなってないのが現状である。その他、内臓疾患などは中国でまだ障害として認定されなく、既存の制度も活用することができないなどの問題点も存在する。既存の生活扶助、救貧策を有効かつ柔軟な活用とともに、医療保障制度、障害年金制度の導入及び効果的な就労支援などをほかの施策と結合した総合的な取り組みが必要である。

(4)障害者の就業支援の実態

中国における障害者の就労支援は福祉工場等への集中雇用と「中国障害者保障法」に定める割当雇用制度による分散雇用を中心に展開されている。2006年第2次全国障害者サンプル調査によると、都市部の障害者のうち就業している障害者は297

万人で、職をもたない障害者が470万人であり、障害者の就業が深刻な課題となっている。中国障害者連合会でも全国に就業できない都市部障害者数が100万人存在していること、毎年障害者労働力と失業者数が大幅に増加し、就業と再就業の環境が非常に厳しいことを発表している。障害者の就労は安定性が欠けていること、収入が低いこと、社会保険への加入率が低いこと、偏見、差別による労働と収入が対等でない問題などの問題を抱えている。法体制の整備により権利保障制度を充実させるとともに、障害者の就労支援サービスの制度化、専業化、必要な専門職の養成と配置、他分野との連携をさらに強化することが望まれる。

(5) 障害者の文化、スポーツ活動及び生活環境の実態

聴覚障害者から構成されたメンバーによる「千手観音」が国内外で注目されるなど中国において障害者の文化、スポーツ活動はますます活発化されるとともに、文化活動とスポーツ活動に参加する障害者はますます多くなっている。しかし、現在障害者が利用できる施設は少なく、社会の理解の不足により既存の施設も十分活用されていない。また、障害者の文化、スポーツを指導・支援する専門家の人数は圧倒的に足りない。社会一般の理解の促進、専門職の養成などが課題である。

全国大中都市の主な公共交通機関などのバリアフリーが進むとともに、バリアフリーを図るために改築、設備の設置が進んでいる。多くのテレビ番組で手話ニュース番組を特設するとともに、ますます多くのテレビ番組、映画に字幕表示を入れるようになっている。バリアフリーに関する法律、基準もさらに健全化され、「都市道路と建築物のバリアフリー設計規範」、「民間空港の旅客ターミナルのバリアフリー設備配置基準」、「特殊教育学校のバリアフリー設計規範」、「鉄道駅バリアフリー設計規範」などが分布実施された。しかし、経済発展の制約と社会のバリアフリーについての理解はまだ不十分で、バリアフリーの推進にはいくつかの課題が残されている。全国の600以上の都市のなか一部の少数都市がバリアフリー建設を展開しており、ほとんどの都市の道路、公共施設、地域環境、公共交通機関のバリアフリーが進んでないのが現状ある。新しく建設された施設は規定基準に合わない問題が存在するとともに、情報交流の場が少なく、全社会のバリアフリーを進めるための時期はまだ形成されてないのが実態である。

中国の都市部のバリアフリー建設レベルと現代化都市の機能のイメージとの間には一定の格差があり、まだ多くの障害者のニーズを満たすことができない。その他農村のバリアフリーはまだ十分に重視されてなく、スタートしていない状態である。

(6) 障害者福祉関連の法体制の実態

中国には「障害者保障法（1991年）」をはじめとする40あまりの法律に障害者の権利を保障するための規定を設けている。しかし、具体的な応用においての規定が不十分なため障害者の各種基本権利が保障されにくく、法律体制はさらに健全化される必要がある。特に障害者権利を保護するための法律はこれからもさらに充実させる必要がある。障害者の社会参加と社会生活上の困難及び障壁は根本的になくなっている。法の執行検査、監督の機能はさらに強化する必要がある。社会的偏見と障害者の権利を侵害する現象が依然として発生する場合がある。法律宣伝は更なる普及と進化が必要である。法律教育と研修の質を上げることも引き続き課題である。法律サービスを受けることが難しい、裁判を起こすことが難しい、訴訟費を払える能力がないなどの状況は根本的な改善を得られなく、障害者の法律援助体制もさらに強化する必要がある。

(7) 障害者福祉の専業化の実態

今まで中国における障害者福祉施策は障害者連合会が中心になって展開してきた。しかし、障害者が抱えている問題がますます多様化していくなか、その内容、提供体制、方法などの変化を求められている。

2006年障害者の第2次全国サンプル調査から中国の障害者の人口は8,296万人、障害者を抱えている家族は7,050世帯（全国の17.80%）で障害者とその家族はおよそ3億人と予想されている。これは全国に76,133の基層組織と80,984人の職員を抱えている障害者連合会にとって非常に大きいプレッシャーとなっている。今まで障害者連合会がほぼ独占していた障害者福祉事業はもはや障害者連合会だけでは対応が難しくなっているのが現状である。政府と社会の障害者事業への更なる関心、支持とともに、障害者事業の社会化が必要である。また、その具体的な展開においても政府からの支援だけではなく、民間セクターの積極的な参与も必要であると思われる。

このような課題だけではなく、2000年ごろから

障害者問題が多様化、多層構造になっているなか、障害者の支援は質的転換を迫られている。政府の官僚の発言からもソーシャルワークを中心とした専門性の論及があるなど、障害者事業の展開におけるソーシャルワークの適用が重視されつつある。そのため、マンパワーの養成、障害者福祉事業における専門性の確立と普及などが課題となっている。

おわりに

以上の中国における障害者福祉の動向についての分析を通して、1980年代半ばのスタート時点に比べて障害者福祉は大きく発展しているものの、社会経済レベルの向上、都市化、工業化の進展、障害の量的、構造的变化に伴うニーズの多様化に対応するためには障害者福祉の発展がまだ不十分であることが確認できた。また、このような多様化したニーズを満たすため、障害者福祉は質的転換を迫られており、ソーシャルワークの障害者福祉事業への適用など専門性向上の必要性はますます高くなっている。障害者の就労支援などさまざまな分野における必要性からもそれを確認することができた。今後、実証的な研究を重ねながら障害者福祉の専門性の確立を含めた今後の発展方向についてさらに検証していく必要がある。

参考文献

- (1) 田富・張揚・邱卓英「2回の全国障害者サンプル調査の主な数字の比較と分析」
「中国特殊教育」2007年第8期 54頁～56頁
- (2) 2006年中国障害者連合会「中国障害者事業『九五』計画（1996年～2000年）綱要執行状況統計公報」
- (3) 2007年胡延琴「特殊教育発展探求分析」
河南教育学院学報（哲学社会科学版）2007年第2期第26巻 77頁～80頁
- (4) 2007年黎建飛「中国障害者社会保障法制建設の現状、問題と発展」河南省政法管理幹部学院学報 2007年第3期45頁～49頁
- (5) 2006年孫先徳「わが国の障害者就業保障体系の健全化について」中国社会発展戦略2006年第1期 34頁～38頁

注

- [1] 2007年第8期「中国特殊教育『2回の全国障害者サンプル調査の主な数字の比較と分析』」
田富・張揚・邱卓英著 54頁～56頁
- [2] 中国国家統計局第2次全国障害者サンプル調査リートチーム編「第2次全国障害者サンプル調査の主なデータ公報」中国障害者連合会編集「中国残疾人」2007年6期12頁～13頁
- [3] 中国で文盲とは識字が少ない人、またはできない人を指す。
- [4] 2006年中国国家統計局「2006年中国統計年鑑」
- [5] 2007年4月中国民政部の発表による。